

新	旧
<p style="text-align: center;">当座勘定規定 2026年 1月 5日 改定（第5版）</p> <p><共通規定></p> <p>第1条 当座勘定への受入れ ～ 第10条 届出事項の変更 （略）</p> <p>第11条 印鑑照合等</p> <p>1. 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含む。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>2. 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含む。）を、相当の注意をもって後記第23条および第30条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>3. この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第12条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 ～ 第21条 預金規程等の適用 （略）</p> <p><一般当座用></p> <p>第22条 手形、小切手の支払等</p> <p>1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p>	<p style="text-align: center;">当座勘定規定 2022年11月 4日 改定（第4版）</p> <p><共通規定></p> <p>第1条 当座勘定への受入れ ～ 第10条 届出事項の変更 （略）</p> <p>第11条 印鑑照合等</p> <p>1. 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含む。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>2. 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含む。）を、相当の注意をもって後記第23条および第30条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>3. この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第12条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 ～ 第21条 預金規程等の適用 （略）</p> <p><一般当座用></p> <p>第22条 手形、小切手の支払</p> <p>1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p>

新	旧
<p>2. 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることも含む。）ことがあります。</p> <p>3. 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出または引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。</p> <p>4. 当座勘定の払戻しは、<u>以下のいずれかの方法で行って</u>ください。 <u>①届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法</u> <u>②小切手を使用する方法</u></p> <p>5. 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</p>	<p>2. 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることも含む。）ことがあります。</p> <p>3. 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出または引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。</p> <p>4. 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 <u>(追加)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第23条 手形、小切手用紙等</p> <p>1. 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>3. 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p>4. 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、ただちに当組合へ連絡してください。</p> <p>5. 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付し、<u>払戻請求書は無料で交付</u>します。</p> <p>6. 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>7. 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第23条 手形、小切手用紙</p> <p>1. 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>3. 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p>4. 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、ただちに当組合へ連絡してください。</p> <p>5. 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>6. 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>7. 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>

新	旧
<p>第24条 過振り</p> <ol style="list-style-type: none"> 第7条第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 前項の不足金に対する損害金の割合は年14.6%（年365日の日割計算）とし、当組合所定の方法によって計算します。 第1項により当組合が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。 	<p>第24条 過振り</p> <ol style="list-style-type: none"> 第7条第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 前項の不足金に対する損害金の割合は年 %（年365日の日割計算）とし、当組合所定の方法によって計算します。 第1項により当組合が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。
<p>第25条 手数料等の引落し</p> <ol style="list-style-type: none"> 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。 	<p>第25条 手数料等の引落し</p> <ol style="list-style-type: none"> 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。
<p>第26条 支払保証</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>(削除)</u></p>	<p>第26条 支払保証に代わる取扱い</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>
<p>第27条 線引小切手の取扱い</p> <p>～ 第28条 取引終了後の処理 (略)</p> <p><専用約束手形口用></p>	<p>第27条 線引小切手の取扱い</p> <p>～ 第28条 取引終了後の処理 (略)</p> <p><専用約束手形口用></p>

新	旧
<p>第29条 手形の支払 ～ 第31条 手数料 (略)</p> <p>第32条 解約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当組合は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。 2. 手形用紙の交付枚数のいかにかわらず、当組合所定の日においてこの当座勘定の受払が6ヵ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。 3. 前2項のほか、第19条の規定を準用します。 <p>第33条 取引終了後の処理 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第29条 手形の支払 ～ 第31条 手数料 (略)</p> <p>第32条 解約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当組合は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。 2. 手形用紙の交付枚数のいかにかわらず、<u>毎年 月と 月の</u>当組合所定の日においてこの当座勘定の受払が6ヵ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。 3. 前2項のほか、第19条の規定を準用します。 <p>第33条 取引終了後の処理 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>